

資料 3

一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定書
（案）

一般廃棄物処理（ごみ処理）に係る相互支援協定

多治見市、中津川市、瑞浪市、恵那市及び土岐市（以下「協定市」という。）は、一般廃棄物処理（ごみ処理に限る。以下同じ。）に支障を来たす緊急事態の発生等に備え、一般廃棄物処理に係る総合的な相互支援の基本的事項について、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、緊急事態の発生時等において、協定市の一般廃棄物処理における総合的な相互支援を構築し、協定市の一般廃棄物処理行政の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（相互支援の要件）

第2条 本協定により、協定市が相互支援を実施する場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 協定市における一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）が、故障、事故等による緊急事態に陥り、他市の施設の支援を必要とするとき。
- (2) 地震、台風等の災害時などにおいて大量発生した一般廃棄物の処理のために、他市の施設の支援を必要とするとき。
- (3) 前2号のほか、急激なごみの量の増加や著しい施設の処理能力の低下等、一般廃棄物処理を困難とする特別な事情があると認められたとき。

（協定市の努力義務）

第3条 協定市は、相互支援の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項に常に留意し、一般廃棄物処理業務を適正かつ円滑に執行するものとする。

- (1) 分別収集の徹底を図り、適正なごみ質の管理を推進するとともに、ごみの発生抑制や再資源化、有効利用等を積極的に行い、ごみの減量化に努めること。

(2) 一般廃棄物処理基本計画等に基づき、施設整備を行い、適正な一般廃棄物処理を行うように努めること。

(3) 施設の整備や適正な維持管理を計画的に行い、常に良好な状態で稼動ができるよう努めること。

(支援の要請及び受入れ)

第4条 第2条各号に掲げる事態が生じたときは、支援を必要とする市は、支援を受ける処理業務に係る一般廃棄物の処理量や運搬距離、経路を勘案し、支援を必要とする市以外の協定市に対し、支援を要請することができるものとする。

2 前項により支援の要請を受けた市は、自らの処理能力、運転計画等を勘案し、支援の内容及びその実施を判断するものとする。

(支援の方法)

第5条 協定市は、相互支援の実施について、信義に基づいて行うものとする。

2 本協定による受入れに関する協議事項は次に定める事項とし、その都度、協定市のうち関係する市で別途協議のうえ定めるものとする。

(1) 搬入車両の種別

(2) 輸送経路

(3) 搬入日時

(4) 廃棄物の計量場所

(5) 処理費用及び支払方法

(6) その他協定市のうち関係する市間で定める事項

3 受入れにより生じた資源物等は、受入れを行った市で処理するものとする。

(情報の交換)

第6条 この協定の円滑な運用を期するために、協定市は一般廃棄物処理に係る相互の緊密な連携及び情報交換を積極的に行うものとする。

(補則)

第7条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し生じた疑義は、協定市が

協議して決定するものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、令和 年 月 日から1年間とし、期間満了の1か月前までに、協定市のいずれからも解除等の申出がない場合は、更に1年間延長するものとし、その後も同様とする。

この協定締結の証として、本書5通を作成し、協定市記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

多治見市

多治見市長

中津川市

中津川市長

瑞浪市

瑞浪市長

恵那市

恵那市長

土岐市

土岐市長